

○ 森林法（昭和26年6月26日法律第249号） （抄）

（森林の土地の所有者となつた旨の届出等）

第十条の七の二 地域森林計画の対象となつている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となつた者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない。ただし、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十三条第一項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

2 市町村の長は、前項本文の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る民有林が第二十五条若しくは第二十五条の二の規定により指定された保安林又は第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林であるときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に当該届出の内容を通知しなければならない。

第二百十四条 第十条の七の二第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

○ 森林法施行規則（昭和26年農林水産省令第54号）

（森林の土地の所有者となつた旨の届出等）

第五条の二 法第十条の七の二第一項本文の規定による届出は、新たに地域森林計画の対象となつている民有林の土地の所有者となつた日から九十日以内に届出書（一通）を市町村の長に提出してしなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 当該土地の位置を示す地図

二 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

3 法第十条の七の二第二項の規定による通知は、届出のあつた日から三十日以内に第一項の届出書の写しを添えてするものとする。

○農林水産省令第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第九十一条の四第一項第四号及び第九十一条の五第一項並びに森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第十条の規定に基づき、森林法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

森林法施行規則の一部を改正する省令  
森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(林地台帳の記載事項)</p> <p><b>第百四条の二</b> 法第九十一条の四第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 その森林の土地の所有者の国籍等（自然人にあつてはその国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロに規定する地域をいい、法人にあつてはその設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。次号において同じ。）（同法別表第二の永住者の在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては、その旨を含む。次号イにおいて同じ。）</p> <p>五 その森林の土地の所有者が法人である場合には、次のイ及びロに掲げる事項</p> <p>イ その代表者の氏名及び国籍等</p> <p>ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める事項</p> <p>(1) 同一の国籍等を有する者がその役員の過半数を占める法人である場合 当該国籍等</p> <p>(2) 同一の国籍等を有する者がその議決権の過半数を占める法人である場合 合 当該国籍等</p> <p>(台帳情報の提供)</p> <p><b>第百四条の三</b> (略)</p>	<p>(林地台帳の記載事項)</p> <p><b>第百四条の二</b> 法第九十一条の四第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(台帳情報の提供)</p> <p><b>第百四条の三</b> 令第十条の求めは、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。ただし、同条第四号に掲げる者については、この限りではない。</p>

一 四 (略)

一 四 (略)

<p>3  2 (略)</p> <p>令第十条の規定により市町村が同条第一号から第三号までに掲げる者(同条第一号に規定する森林の土地の所有者を除く。)に対し提供することができる事項は、法第九十一条の四第一項第一号から第三号まで及び前条第一号から第三号までに掲げる事項とする。</p> <p>4  市町村は、令第十条の求めがあつた場合において、当該求めに係る森林の土地について林地台帳に記載された事項(前項に規定する者に対しては、同項に規定する事項に限る。)を提供することが森林施業の適切な実施又は森林施業の集約化に資すると認めるときは、当該事項を提供するものとする。</p> <p>5  (略)</p> <p>(公表することが適当でない事項)</p> <p><b>第四百四条の四</b> 法第九十一条の五第一項の農林水産省令で定める事項は、法第九十一条の四第一項第一号並びに第四百四条の二第四号及び第五号に掲げる事項とする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3  市町村は、令第十条の求めがあつた場合において、当該求めに係る森林の土地について林地台帳に記載された事項を提供することが森林施業の適切な実施又は森林施業の集約化に資すると認めるときは、当該事項を提供するものとする。</p> <p>4  (略)</p> <p>(公表することが適当でない事項)</p> <p><b>第四百四条の四</b> 法第九十一条の五第一項の農林水産省令で定める事項は、法第九十一条の四第一項第一号に掲げる事項とする。</p>
--	--

附 則

この省令は、令和九年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第二一八号

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第六六条の規定に基づき、昭和三十七年七月二日農林省告示第八百五十一号（森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十日

3 の様式を次のように改める。

3 規則第 7 条第 1 項の届出書の様式

森林の土地の所有者届出書

市町村長 殿

年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次のとおり新たに森林の土地の所有者となつたので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

1 所有権の移転に関する事項

所有権移転年月日※1	年 月 日	所有権移転の原因※2	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> その他 ( )
届出人である新所有者 (譲受人、相続人等) 氏名 (法人の場合は名称)	前所有者 (譲渡人、被相続人等) 前所有者氏名 (法人の場合は名称)		
住所 (法人の場合は本店の所在地) ※3	住所 (法人の場合は本店の所在地) ※3		
連絡先	電話番号	※1 売買の場合は土地の引渡しの日、相続の場合は相続開始の日、被相続人位階の死亡の日、被相続人の死亡の日を記載し、その他の場合はその移転の日を記載する。その他の場合は、贈与、会社合併など具体的に記載	
※3 メールアドレス	※2 所有権移転の原因を印で選択。その場合は、贈与、会社合併など具体的に記載		
※4 国籍等	※3 住所 (法人の場合は本店の所在地) が届出の場合には、国内の運輸先を別様で届出の場合にはその所在地に当て印で選択し、また、記載		
代表者	※4 代表者の氏名 (代表者が法人の場合は法人名) ※5 国籍等 <input type="checkbox"/> 日本国籍以外 (国名等) <input type="checkbox"/> 日本国籍 <input type="checkbox"/> その他、永住者又は特別永住者 ( )		
役員	※5 日本国籍の者が役員等の過半を占める <input type="checkbox"/> 日本国籍以外等 <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない ※8		
議決権	※6 日本国籍の者が議決権等の過半を保有 <input type="checkbox"/> 日本国籍以外等 <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない ※8		
議決権	※7 役員又は議決権について、過半を占める国がない場合に印で選択		

2 土地に関する事項

番	土地の所在場所 ※1	面積 (ha) ※2	持分割合 ※3
1	市町村名、大字、字 等 地番		
2			
3			
4			
5			
合計			

※1 一筆の土地ごとに記載。全ての筆を記載できない場合は、記載簿の形式に準じて別様記載

※2 ヘクタール単位で小数第5位まで四捨五入し、小数第4位まで記載

※3 新たに所有者となつた土地について共有している場合、届出人の持分割合を記載

3 その他参考となる事項

□森林として所有 □林地の用途 (具体的には、 )

□その他 (具体的に、 )

※ ( ) には、林地の開発やその他の所有の目的 (例：住宅建築) を記載。

森林の土地の境界 □地籍調査済又は測量済 □未測量であるが境界は把握 □境界未把握、不明等備考

注意事項

- 1 新たに所有者となつた森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 規則第 7 条第 2 項の規定する次の書類を添付すること。
  - (1) 当該土地の位置を示す地図
  - (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。